



# 3年ごとの介護保険事業計画の見直しに伴い、 4月から65歳以上の介護保険料が変わります

☎ 介護・高齢支援室 ☎ 63-7599

## 保険料は上昇傾向

介護保険は、40歳以上の方が加入し、介護が必要になったときに、介護サービスが受けられる制度です。その財源の50%が税金で、残り50%が皆さんの介護保険料となっています。



要介護認定者数の増加に伴い、介護サービスの給付費が増大し、介護保険料の基準額も上昇傾向にあります。今後も高齢化率は高くなる見込みで、介護保険料にも影響を与えていくと考えられます。

## 介護保険料基準額(月額)が 5,800円から6,300円に

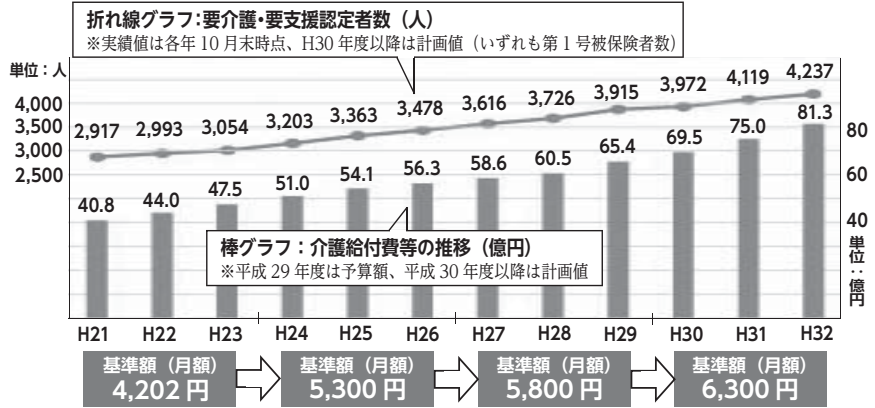
65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料は、「基準額」をもとに所得段階に応じて決定し、直接名張市へ納めていただいています。この「基準額」は、介護保険事業を安定的に運営するため、事業計画とともに3年ごとに見直しています。

平成30年度から32年度における65歳以上の皆さんの介護保険料の基準額(月額)は、5,800円から6,300円に見直します。この額は、今後3年間に必要となる介護サービスの給付費等(約225億8千万円)を見込み、その一部(23%)を65歳以上の方に負担いただくこととして算定しています。

### 普通徴収の人に納入通知書を 4月10日ごろに送付します

普通徴収の人の平成30年度介護保険料額納入通知書は4月10日ごろに送付します。ただし、平成29年中の収入などがまだ確定していないため、通知する介護保険料額は、平成28年中の収入などから算出した仮徴収額となっています。平成29年中の所得などに基づき算出した保険料決定額は特別徴収(年金天引き)の人と同様、7月中旬に通知します。

## 保険料(基準額)と給付費・認定者数の推移



## 平成30年度から3年間の第1号被保険者(65歳以上の人)の保険料

		所得段階	対象者	保険料率	保険料年額(月額)
本人が市民税非課税	非課税世帯	第1段階	生活保護受給者および老齢福祉年金受給者、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.40	30,240円(2,520円)
		第2段階	合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	基準額×0.60	45,360円(3,780円)
		第3段階	合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人	基準額×0.70	52,920円(4,410円)
	課税世帯	第4段階	合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.90	68,040円(5,670円)
		第5段階(基準額)	合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える人	基準額	75,600円(6,300円)
本人が市民税課税	第6段階	合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	90,720円(7,560円)	
	第7段階	合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	基準額×1.30	98,280円(8,190円)	
	第8段階	合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.60	120,960円(10,080円)	
	第9段階	合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額×1.70	128,520円(10,710円)	
	第10段階	合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額×1.85	139,860円(11,655円)	
	第11段階	合計所得金額が600万円以上の人	基準額×2.00	151,200円(12,600円)	

※国の基準所得金額の改正に伴い、所得段階区分を一部変更しています。

## 読者アンケートにご協力ください!

### 「広報なばりメールサポーター」募集

☎ 秘書広報室 ☎ 63-7402



広報なばりについて、皆様のご意見をお聞かせください。登録者には「広報なばり」に関するアンケートを電子メールで配信します(年24回)。アンケートは簡単なものを中心です。

◎年間半数以上のアンケートにお答えいただいた皆さんに1,000円分の図書カードをお渡しします。

対象 市内在住で中学生以上の人 ※市議会議員、市職員を除く  
定員 100人 ※先着順

任期 4月1日~平成31年3月31日

登録方法

①パソコンやスマホ、携帯電話で市ホームページをご覧ください。注意事項を確認後、**4月3日(火)まで**に、市ホームページに記載の登録用メールアドレスに電子メールを送ってください。



登録用QRコード

②登録フォームのURLを記載した電子メールが自動返信されますので、接続いただき、必要事項を入力してください。